

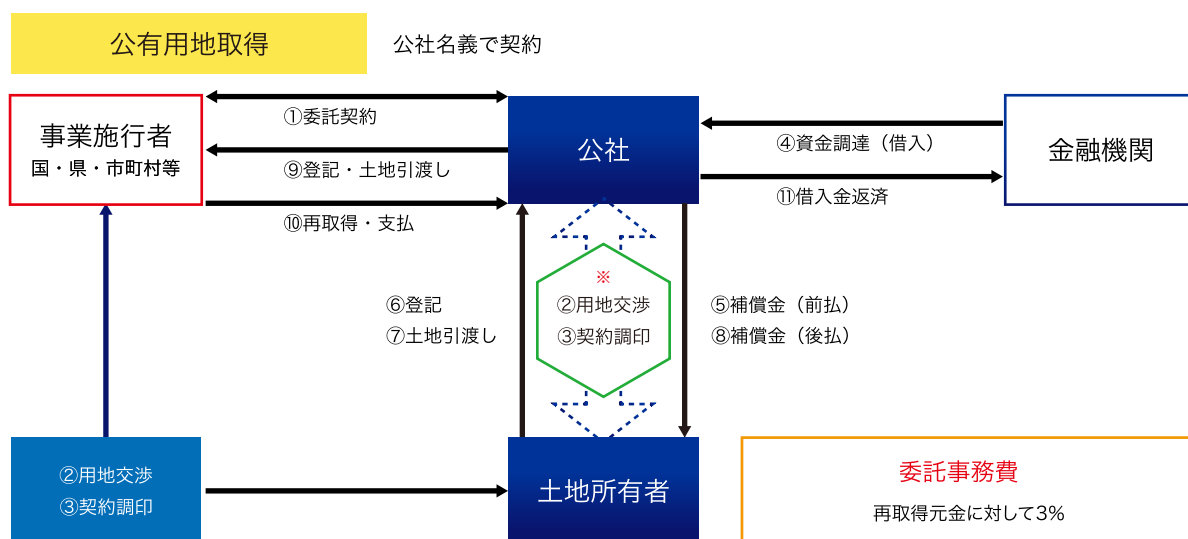
公有地取得事業

国・県・市町村等が施行する公共・公益事業を円滑に執行するために必要な事業用地及び代替地の先行取得を行う事業です。

公有地の拡大の推進に関する法律 第17条第1項第1号に掲げる業務のうち、次に掲げる業務の全部又は一部を行うもの

- 1 公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項又は第5条第1項に規定する土地
- 2 道路、公園、緑地その他公共施設又は公用施設の用に供する土地
- 3 公営企業の用に供する土地
- 4 1から3までに掲げるもののほか、地域の秩序ある整備を図るために必要な土地として政令で定める土地
 - ・当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地
 - ・史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地
 - ・航空機の騒音により生ずる障害を防止し、又は軽減するために特に必要な土地

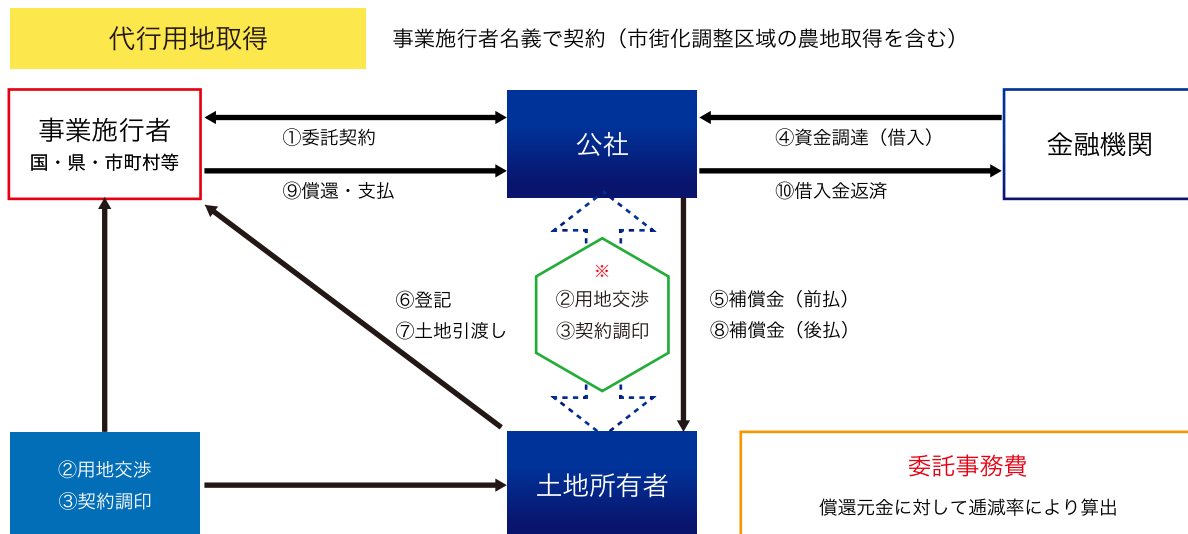
受託例 …1を除く



※ 公社が用地交渉等を行う場合はあっせん等事業で受託いたします。

■事業施行者（地方公共団体）との契約にあたって債務負担行為及び債務保証の議決が必要となります。

■事業実績：都市計画道路用地取得・公営住宅建設用地取得・大福山北部周辺地域公有化事業・新京成線連続立体交差関連側道用地取得・江戸川流域下水道用地取得・八千代都市計画道路用地取得 等



※ 公社が用地交渉等を行う場合はあっせん等事業で受託いたします。

■事業施行者（地方公共団体）との契約にあたって債務負担行為及び債務保証の議決が必要となります。

■事業実績：道路用地取得・県立公園用地取得・河川総合開発事業用地取得・都市河川事業用地取得・首都圏中央連絡自動車道用地取得・北千葉道路用地取得 等